

## 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針変更案の概要

### 1. 趣旨

我が国において、多くの使用済小型電子機器等（以下、「小型家電」という。）が一般廃棄物として市町村により処分され、金や銅などの有用金属の大部分が埋立て処分されていた状況に鑑み、その再資源化等を拡大することにより、資源・環境制約の克服に寄与することを目的に、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下、「法」という。）が、平成 24 年 8 月に公布、平成 25 年 4 月に施行された。

法第 3 条第 1 項に基づく使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（平成二十五年経済産業大臣・環境大臣告示第一号、以下「基本方針」）では、「使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標」として「平成二十七年度までに、一年当たり十四万トン、一人一年当たりに換算すると約一キログラム」が掲げられている。

この度、基本方針に定める目標の評価年度である平成 27 年度の回収量実績がとりまとまったが、1 年当たり約 7 万トンとなっており、回収量目標には到達しなかったところ。平成 28 年 12 月の産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において「平成二十七年度まで」とされている目標年度を法施行から 5 年後に当たる「平成三十九年度まで」に変更するとの方針が確認されたことを踏まえ、法第 3 条第 1 項の規定に基づき、基本方針を変更することとする。

### 2. 変更の概要

基本方針で定める「使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標」について、「平成二十七年度までに、一年当たり十四万トン」とあるところを「平成三十九年度までに、一年当たり十四万トン」と変更する。